

令和4年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年11月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年11月25日(金) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄 5番 中野 浩光

6番 加藤 勲 5番 中野 浩光 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡邊 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

2番 酒井 温司

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第22号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第23号】 農地利用集積計画 …… 3件

【議案第24号】 租税特別措置法適格者証明 …… 2件

(2) 報告案件について

【報告第15号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第16号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 7件

【報告第17号】 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告書

2 その他

生産緑地のあっせんについて

会 長 皆さん、こんにちは。

紅葉が見頃の時期をむかえましたが、体調を崩しやすい時期ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、令和4年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番 酒井（さかい）委員より事前に欠席の連絡がありありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員と4番山田 富士雄（やまだ ふじお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりですが、事務局より議案第22号のR4-16について取り下げるとのことですので、後ほど説明があります。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第22号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 2件

【議案第23号】

・農地利用集積計画 …………… 3件

【議案第24号】

・租税特別措置法適格者証明 …………… 2件

（2） 報告案件について

【報告第15号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

【報告第16号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 7件

【報告第17号】

・農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告書

【その他】

・生産緑地のあっせんについて

それでは、【議案第22号】 農地法第5条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第22号 R4-15をご覧ください。

申請地は、_____番 登記・現況ともに畑で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は分家住宅の建築です。

申請者は、_____の賃貸住宅に住んでおります。申請者は、生まれてから結婚するまで実家で過ごし、結婚を機に子どもが生まれるまでの仮住まいとして現住所地の賃貸住宅で暮らしておりました。子どもも無事誕生し、今後子どもの成長を考えると、仮住まいとしていた現在の賃貸住宅では手狭になるため、また奥様と一戸建ての住宅で子どもをのびのび育てたいと話していたため、今回の分家住宅建築に至りました。

しかし、申請者には所有する土地がなく、分家として本家を支えるために清須市内の土地を知人や不動産業者を通じて探しましたが、希望に見合う土地がありませんでした。本家敷地内に離れを建築することも検討しましたが、離れを建築できるスペースがないため断念しました。

申請地であれば、本家の隣接地でありお互いに助け合いができる立地であり、安心して暮らせるため、本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にあるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私となりますが、特段の問題はございません。

他の委員さん方でご意見ありますでしょうか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、許可書を交付することといたします。

続きまして【議案第2号】農地法第5条に規定による許可申請1件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第22号 R4-16 については、前年度に許可を得ておりますが、建物の計画が一部変更になるとのことで、再申請がありました。

許可申請受理後、尾張農林水産事務所に確認をしたところ、再申請は不要との回答がありましたので、許可が取り下げになり、議案も取り下げいたしました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、許可が取り下げになったとのことで、次の議案に進めたいと思います。

【議案第23号】農地利用集積計画】について議案とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 農地利用集積計画3件について説明します。

本件は公益財団法人愛知県農業振興基金がとりまとめている中間管理機構に通じ、農地の貸し借りをを行うものです。なお、中間管理機構は国が行う農地バンク制度で、所有権移転はできません。

では、議案書の2,3ページについて説明します。

申請地は_____番の畑___㎡と_____番の畑___㎡で、使用貸借の申請となります。

受け手である___さんは、地権者である___さんの父の代から、申請地を借りて耕作をしており、所有者が息子に変わってからも引き続き耕作するため、申請をするものです。

続いて4ページについて説明します。

申請地は_____番の畑___㎡で使用貸借の申請となります。

受け手である_____は、近年農業へ参入した企業で、以前も農地中間管理機構を通じ、農地を借りて耕作しております。この度、経営面積を拡大するため、地権者の合意を得て、農地を借りるものです。

なお、申請地については事務局で現地の確認をしております。

以上で説明を終わります。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」といたします。

続きまして、【議案第24号】租税特別措置法適格者証明2県について議案とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 追加で提出しました【議案第24号】相続税の納税猶予に関する適格者証明について被相続人が同様であるため、2件まとめて説明します。

被相続人の死亡により令和4年3月26日に相続が発生しました。相続人は証明願のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、_____番、_____番です。

事務局で確認した現地の耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。なければ、この案件について、証明を発行してよろしいか。
(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、証明を発行することといたします。

続きまして【報告第15号】及び【報告第16号】、【報告第17号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは農地法第4条第1項第8号の届出について説明いたします。
番号20、_____番で登記田・現況雑種地です。
こちら山田委員の案件となります。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号21、_____番で登記田・現況宅地です。
こちら丹羽委員の案件になります。

丹羽委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上となります。続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。

番号59、_____番、_____番で2筆とも登記・現況畑です。
こちら小崎推進委員の案件となります。

小崎推進委員 1つ質問ですが、接道はあるのでしょうか。

現地を見たところ、接道がとれているのかよく分からなかったため確認です。

事務局 図面上は申請地の一部が道路部分にかかっており、接道していると思われ
事務局 われます。また、申請者が隣地も利用しているため、一体利用する可能性もあると思われ
事務局 ます。

小崎推進委員 承知しました。特に問題はありません。
事務局 ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 60、_____番 で登記田・現況畑です。
事務局 こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ございません。
事務局 ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 61、_____番、_____番 で2筆とも登記田・
事務局 現況畑です。
事務局 こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 こちらは以前相談対応している件で、問題ありません。
事務局 ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 62、_____番、_____番 で2筆とも登記田・現況田
事務局 です。また、再転用の案件です。
事務局 こちら山田委員の案件になります。

山田委員 問題ありません。
事務局 ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 63、_____番 で登記・現況ともに田です。
事務局 こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 こちらも先程と同じ申請者で問題はありません。
事務局 ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 64、_____番、_____番 で2筆とも登記・現況
事務局 畑です。
事務局 こちら日下部委員の案件になります。

日下部委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 65、_____番で登記・現況田です。
こちら丹羽委員の案件になります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第 3 2 条の規定による利用意向調査等実施報告書について説明します。

農地パトロールの結果に基づいて、利用意向調査を行い、その結果をとりまとめましたので報告します。

対象の筆数を単位として取りまとめており、調査を行った 180 筆のうち 112 筆について回答がありました。その内訳として農地中間管理機構による貸借が 2 筆で 756 m²、農地利用集積円滑団体（西春日井農業共同組合）が行う農地所有者代理事業の利用が 7 筆で 2, 279 m²、市農地バンクの利用が 0、自ら権利設定又は移転を行うが 5 筆で 1, 623 m²、自ら耕作するとの回答が 65 筆で 22, 811 m²、その他が 33 筆で 10, 877 m²となりました。

その他の回答の内容についてですが、耕作はせず草刈りし維持管理は行っていくという回答や所有者の死亡により相続手続き中のため管理できていないこと、転用予定があるもの、農協に全面委託しているものの一部雑草が生えてしまっているものなどがありました。

既に解消している農地もありますが、今後も耕作放棄地減少のため、事務局でも注意を行って行くとともに、委員の皆様にも担当地区の農地について、見回りや声かけを行っていただき、一つでも耕作放棄地を減らせるようご協力をお願いします。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

（質問等特になし）

続いて、その他に移ります。

事務局に説明を求めます。

伊藤委員 農協に委託しているのに、耕作放棄地になっているとはどういうことなのでしょう。通常考えにくいことだと思うのですが。

事務局 そうですね。この回答が2、3件ありまして、詳細な理由は分からないのですが、時期的に耕作していなかったのか、所有者が委託していると勘違いしているのか正確には分かりません。

会長 私の担当地区でも、所有者から農協に委託しているのに耕作放棄地となっているとの相談がありました。

農協が忘れている可能性もあり、所有者から農協に確認してもらうのが良いと思われます。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 他に質問はありませんか。

なければその他の生産緑地のあっせんに移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局 先日、お送りいたしました生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

お送りした依頼文書とおりですが、生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡または故障により農業に従事することができなくなくなり、本市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

このまま耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告いたします。

あっせんについて希望がある場合は、会議の後に事務局までお申し出ください。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和4年12月23日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和4年度第8回農業委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

—終了時刻午後2時35分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、
農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。